

IC乗車券取扱規則

2006. 7. 1 制 定

2024. 4. 1 最終改正

第1章 総 則

(この規則の目的)

第1条 この規則は、阪神電気鉄道株式会社、阪急電鉄株式会社及び神戸電鉄株式会社（以下、3社を併せて「社」という。）の神戸高速線におけるICチップを搭載した電子式証票を媒体とした乗車券（以下「IC乗車券」という。）により、神戸高速線に係る旅客の運送等に関する契約について、その合理的な取扱い方を定め、もって旅客の利便向上と社の事業の能率的な遂行を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 IC乗車券による神戸高速線に係る旅客の運送等については、この規則が適用され、契約の内容となる。

- 2 IC O C A乗車券の取扱いについては、この規則によるほか、別に定める「IC O C A乗車券取扱規則」の定めるところによる。
- 3 IC乗車券による共通利用が可能な関係社局線（以下「他社線」という。）内のうち、神戸高速線以外の運送等の取扱いについては、当該社局の定めるところによる。
- 4 社は、一部のIC乗車券について、第3章の規定を適用しないことができるものとする。

(用語の定義)

第3条 この規則における主な用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとし、この規則に特に定めのないものについては、旅客営業規則（以下、「旅客規則」という。）に定める定義によるものとする。

- (1) 「他社線」とは、阪神電気鉄道株式会社線、阪急電鉄株式会社線、神戸電鉄株式会社線及び山陽電気鉄道株式会社線をいう。
- (2) 「IC普通券」とは、ストアードフェア機能のみ、又はポストペイとストアードフェアの機能をもつIC乗車券をいう。
- (3) 「IC定期券」とは、券面に定期乗車券の表記を行ったものであって、定期乗車券とIC乗車券の機能をもつIC乗車券をいう。
- (4) 「ポストペイ」とは、社が提供する旅客運賃後払い等のサービスをいう。
- (5) 「ストアードフェア（以下「SF」という。）」とは、IC乗車券に記録される金銭的価値で、専ら旅客運賃の支払いに充当するものをいう。

- (6) 「チャージ」とは、IC乗車券に入金してSFを積み増しすることをいう。
- (7) 「オートチャージ」とは、IC乗車券のSF残額が一定額以下になった場合、自動的に一定額をチャージすることをいう。
- (8) 「IC対応改札機」とは、IC乗車券の改札等を行う装置をいう。
- (9) 「IC対応券売機」とは、IC乗車券へチャージ等を行うことができる券売機をいう。
- (10) 「特別割引用ICカード」とは、別表1に定める「第1種身体障がい者・介護者、及び第1種知的障がい者・介護者用特別割引用ICカード」をいう。
- (11) 「レファレンスペーパー」とは、IC乗車券に付随し、その情報を記した帳票をいう。（「リファレンスペーパー」の表記も同義として取り扱う。）

（契約の成立時期及び適用規定）

第4条 IC乗車券による旅客の運送契約の成立時期は、駅において乗車の際にIC対応改札機による改札を受けた時とする（IC定期券における定期乗車券部分を除く。）。ただし、その成立について別段の意思表示があった場合を除く。

- 2 前項の規定によって契約が成立した場合、その契約の取扱いは別段の定めをしない限り、すべてその契約の成立した時のこの規則の定めによるものとする。

（取扱区間）

第5条 IC乗車券の取扱いをする区間は、神戸高速線全線とする。

（使用方法）

第6条 IC乗車券を使用して乗車するときは、駅相互間をIC対応改札機による改札を受けて入場し、同一のIC乗車券によりIC対応改札機による改札を受けて出場しなければならない。

- 2 前項の規定によるほか、特別割引用ICカードにあっては、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 「本人用カード」は記名人本人が本人の介護者用カードを使用する介護者とともに乗車する場合に限り、使用することができる。ただし、連絡運輸取扱規則に定める神戸高速線及び他社線の普通旅客運賃計算キロ程片道101キロメートル以上の区間を乗車する場合は、介護者の同行を必要としない。

(2) 「介護者用カード」は、介護者が記名人本人の介護者用カードを使用し、本人用カードを使用する記名人本人を介護する目的で乗車区間が同一で同時に乗車する場合に限り、使用することができる。

- 3 前項の規定により本人用カードを使用して乗車する身体障害者又は知的障害者は、身体障害者手帳又は療育手帳を携帯して、係員の請求があったときは、いつでも呈示しなければならない。

- 4 レファレンスペーパーが付随するIC乗車券を使用するときは、レファレンスペーパーを常に携帯して、係員の請求があったときは、いつでも呈示しなければならない。

（使用上の制限事項等）

- 第7条** 1回の乗車につき、2枚以上のIC乗車券を同時に使用することはできない。
- 2 入場時に使用したIC乗車券を出場時に使用しなかった場合は、当該IC乗車券で再び入場することはできない。
- 3 次の各号のいずれかに該当する場合は、IC乗車券のポストペイ機能は使用することができない。
- (1) IC乗車券の発行会社が別に定める利用枠を超えたとき。
 - (2) IC乗車券の発行会社が別に定める使用制限又は停止を行ったとき。
- 4 次の各号のいずれかに該当する場合は、IC乗車券は直接IC対応改札機で使用することができない。
- (1) SF機能のみをもつIC乗車券により入場する際にSF残額が10円に満たないとき。
 - (2) SF機能のみをもつIC乗車券により出場する際にSF残額が減額する運賃相当額に満たないとき。
 - (3) IC乗車券の破損、IC対応改札機の故障又は停電等によりIC対応改札機によるIC乗車券の内容の読み取りが不能となったとき。
- 5 記名式IC乗車券は、その券面表示事項が不明となったときは、使用することができない。
- 6 乗車以外の目的で、駅に入出場することはできない。
- 7 他の乗車券と併用して使用することはできない。また、他社線とまたがる乗車であって、他の乗車券が接続駅まで有効なものであっても併用して使用することはできない。
- 8 有効期限の定めのあるIC乗車券は、その有効期限を超えて使用することはできない。
- 9 偽造、変造又は不正に作成されたIC乗車券を使用することはできない。

（制限又は停止）

- 第8条** 旅客の運送の円滑な遂行を確保するため等、社が必要があると認めるときは、次の各号に掲げるIC乗車券による神戸高速線の取扱い制限、又は停止をすることがある。
- (1) 再発行等の箇所・枚数・時間・方法等の制限又は停止
 - (2) 乗車区間・乗車経路・乗車方法・入出場若しくは乗車する列車等の制限又は停止
- 2 前項の規定による制限又は停止をする場合は、その旨を関係駅に掲示する。
- 3 本条に基づくサービスの制限又は停止に対し、社はその責を負わないものとする。

（所有権）

- 第9条** IC乗車券の所有権は、IC乗車券の発行会社が別に定める場合を除き、当該IC乗車券の発行会社に帰属する。
- 2 IC乗車券が不要となったとき、及びそのIC乗車券を使用する資格を失ったときの取扱いは、当該IC乗車券の発行会社が別に定めるところによる。

（種類及び様式等）

- 第10条** 神戸高速線で有効なIC乗車券の種類及び様式等は、別表1及び2に定めるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、一部の IC 乗車券については使用できない場合がある。

(チャージ等)

第 11 条 IC 乗車券は、精算機及び IC 対応券売機によりチャージすることができる。

- 2 ポストペイ機能をもつ IC 乗車券は、当該 IC 乗車券の発行会社に申し込むことにより、IC 対応改札機でオートチャージすることができる。
- 3 IC 乗車券には、別表 3 に定めるいずれかの額をチャージすることができる。ただし、1 枚当たりの SF 残額は 20,000 円を超えることはできない。

(SF 残額の確認)

第 12 条 旅客は、IC 乗車券の SF 残額を精算機、IC 対応券売機又は IC 対応改札機により確認することができる。

(利用履歴の確認)

第 13 条 旅客は、IC 乗車券の利用履歴を IC 対応券売機等により、次の各号に定めるとおり確認することができる。

- (1) 利用履歴の内容は、IC 乗車券を使用して IC 対応改札機により入出場を行った場合の取扱い年月日、取扱い箇所及び SF の取扱い金額とする。
- (2) 利用履歴は、IC 乗車券に記録されている最近の利用履歴から 20 件までさかのぼって印字し、確認することができる。
- (3) 前号の利用履歴のほか、ポストペイ機能をもつ IC 乗車券にあっては、次に定める箇所に利用履歴の確認を申し出ることにより、履歴確認日が属する月の前月から起算して、過去 15 か月以内の利用履歴の明細（以下「利用明細」という。）を 1 か月ごとに印字し、確認することができる。

(利用明細の印字、確認ができる箇所)

新開地駅長室

2 次の場合は、利用履歴の確認はできない。

- (1) 出場処理がされていない利用履歴
- (2) 第 6 条の規定により改札を受ける場合で、IC 対応改札機による改札処理が完全に行われなかったときの利用履歴

第2章 IC普通券

(運賃の收受)

- 第14条** IC普通券を第6条の規定により使用する場合は、出場時にIC普通券から当該乗車区間の普通旅客運賃相当額を收受する。この場合、小児用のIC普通券にあつては小児の普通旅客運賃相当額を、その他のIC普通券にあつては大人の普通旅客運賃相当額を收受する。
- 2 前項の規定にかかわらず、特別割引用ICカードにあつては、身体障害者旅客運賃割引規則又は知的障害者旅客運賃割引規則に定める割引率を適用した運賃を收受する。
 - 3 ポストペイとSFの機能を兼ね備えるIC普通券にあつては、ポストペイ機能を優先する。

(ポストペイ)

- 第15条** ポストペイ機能をもつIC普通券を第6条の規定により使用する場合は、月初めから月末までの1か月間（以下「利用月」という。）の運賃を後払いすることとする。
- 2 前項の規定によりポストペイ機能を使用して運賃を後払いする場合は、割引サービスの適用を受けることができるものとし、その割引サービスの種類並びに運賃及び適用条件は、次の各号に定めるとおりとする。
 - (1) 利用回数割引
 - ア 運賃 普通旅客運賃の1割を割り引く。
 - イ 適用条件 利用月における同一運賃区間の乗車回数が10回を超えた場合、その超えた乗車に適用する。
 - (2) その他の割引
 - ア 運賃 普通旅客運賃を、社がその都度定める運賃に割り引く。
 - イ 適用条件 社がその都度定める条件により乗車したときに適用する。
 - 3 前項の規定によらない乗車については、当該乗車区間の普通旅客運賃を適用する。
 - 4 第2項の規定により計算した運賃において、1銭未満の端数が生じたときは、これを切り捨てて1銭単位とした額とする。
 - 5 割引ごとの利用月の運賃において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てて1円単位とした額とする。
 - 6 利用月の運賃については、当該IC普通券の発行会社又は当該IC普通券の発行会社が業務を委託する会社が旅客に請求する。

(割引サービスの制限又は停止)

- 第16条** 前条の運賃計算を行うコンピュータシステムの異常、通信事業者の通信設備の異常等により割引サービスが円滑に提供できないと判断したときは、前条に定める割引サービスを制限又は停止することがある。

(社の免責事項)

第 17 条 前条の制限又は停止により、旅客が希望する割引サービスを提供できない場合であっても、社はその責を負わないものとする。

(効力)

第 18 条 第 6 条の規定により使用する場合の IC 普通券の効力は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 当該乗車区間において、片道 1 回の乗車に限り有効なものとする。この場合記名式 IC 普通券にあつては、1 枚をもって記名された本人、無記名式 IC 普通券にあつては、1 枚をもって大人 1 人（小児用の無記名式 IC 普通券にあつては、1 枚をもって小児 1 人）に限るものとする。ただし、無記名式 IC 普通券から大人の普通旅客運賃相当額を収受することを承諾して使用する場合には、小児 1 人が使用することができる。
- (2) 途中下車の取扱いは行わない。
- (3) 入場後は、当日に限り有効とする。

(無効となる場合)

第 19 条 次の各号のいずれかに該当する場合は、IC 普通券は無効とする。

- (1) 旅行開始後の IC 普通券を他人から譲り受けて使用した場合
 - (2) 係員の承諾を得ないで IC 対応改札機による改札を受けずに乗車した場合
 - (3) その他不正乗車の手段として使用した場合
- 2 前項によるほか、記名式 IC 普通券にあつては、次の各号のいずれかに該当する場合は、無効とし回収する。ただし、別表 4 に定める IC 乗車券を除く。
- (1) 記名人以外の者が使用した場合
 - (2) 券面表示事項が不明となった IC 普通券を使用した場合
 - (3) 使用資格・氏名・年齢を偽って入手した IC 普通券を使用した場合
 - (4) 券面表示事項をぬり消し、又は改変して使用した場合
 - (5) 使用資格者を限定する一部の記名式 IC 普通券で、旅客が使用資格を失った後に使用した場合
- 3 偽造、変造又は不正に作成された IC 普通券を使用した場合は、前各項の規定を準用する。
- 4 前各項によるほか、特別割引用 IC カードにあつては、次の各号のいずれかに該当する場合は、無効とし回収する。
- (1) 介護者用カードを本人用カードと同時かつ同区間で使用しなかった場合
 - (2) 第 6 条第 2 項第 1 号ただし書き以外の乗車で、本人用カードを介護者用カードと同時かつ同区間で使用しなかった場合
- 5 前項の規定により特別割引用 IC カードの本人用カードを無効とし回収した場合、本人の介護者用カードを無効として回収する。また、介護者用カードを無効とし回収した場合、記名人の本人用カードを無効として回収する。

(使用停止)

第 19 条の2 前条に該当する事案が判明した場合、特別割引用 IC カードの使用を停止することがある。

2 前項の規定による使用停止に際し、本人用カードの使用者に対して、特別割引用 IC カード発行事業者から情報を得て告知する場合がある。

3 第 1 項の規定による使用停止に対し、旅客に損害が生じた場合であっても、社はその責を一切負わないものとする。

(不正使用等の旅客に対する旅客運賃・増運賃の收受等)

第 20 条 第 19 条第 1 項から第 4 項の規定により IC 普通券を無効とした場合は、旅客の乗車駅からの乗車区間に対する普通旅客運賃と、その 2 倍に相当する額の増運賃とを、あわせて收受する。

2 前項の規定により旅客運賃・増運賃を收受する場合において、旅客の乗車駅が判明しない場合は、旅客規則第 78 条の規定を準用して計算する。

(紛失再発行)

第 21 条 IC 普通券の盗難又は紛失等による再発行については、当該 IC 普通券の発行会社が別に定めるところによる。

(社の免責事項)

第 22 条 紛失した IC 普通券の使用不可処理が完了するまでの間に、第三者が当該 IC 普通券のポストペイ機能の使用したことにより旅客に損害が生じた場合であっても、社はその責を一切負わないものとする。

(障害再発行)

第 23 条 ポストペイ機能をもつ IC 普通券の破損等によって IC 普通券の処理を行う機器での取扱いが不能となった場合、旅客が当該 IC 普通券の発行会社の指定する申込書を再発行を行う箇所に提出したときは、当該 IC 普通券の再発行を行う。

(同一駅で出場する場合の取扱方)

第 24 条 旅客は、IC 普通券で入場した後、任意の駅まで乗車し、出場せずに再び旅行開始駅まで乗車して出場する場合は、実乗車区間の普通旅客運賃を現金で支払い、IC 普通券の発駅情報の消去処理を受けなければならない。

2 旅客は、IC 普通券を使用して入場した後、乗車しないで同一駅で出場する場合は、その駅の入場料金を現金で支払い、IC 普通券の発駅情報の消去処理を受けなければならない。

(列車運行不能時の取扱方)

第 25 条 旅客は、改札を受けた後、列車が運行不能となった場合は、次の各号のいずれかに定めるいずれかの取扱いを選択のうえ請求することができる。

(1) 発駅までの無賃送還

この場合、乗車区間の運賃は収受しない。また、無賃送還後、発駅での出場時には I C 普通券の発駅情報の消去処理を行う。ただし、無賃送還中の途中駅で下車した場合は、次号に定める取扱いを適用する。

(2) 発駅に至る途中駅までの送還

この場合、発駅から途中駅までの普通旅客運賃相当額を、途中駅において I C 普通券から収受する。

(3) 不通区間の別途旅行

運行不能となった区間を旅客が神戸高速線によらないで別途に旅行を希望する場合は、発駅から旅行中止駅までの普通旅客運賃相当額を、旅行中止駅において I C 普通券から収受する。

第3章 IC定期券

(発 売)

- 第 26 条** IC定期券の購入の申し出があったときは、旅客規則第96条に定める通勤定期乗車券、同第97条に定める通学定期乗車券を、別表1及び2にいうPiTaPa及びI C O C Aを媒体として発売する。なお、小児用の定期乗車券の購入の申し出があったときは、当該小児が12才となる年度の3月31日までの間使用することができるIC乗車券を媒体として発売する。PiTaPaを媒体としてIC定期券を発売する場合の定期旅客運賃は当該PiTaPaにより後払いすることができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、身体障害者旅客運賃割引規則第4条及び知的障害者旅客運賃割引規則第4条に規定する定期乗車券は発売しない。
 - 3 通学定期乗車券を購入する旅客は、氏名、生年月日、電話番号及びその他の必要事項を旅客規則第97条に定める通学証明書に記載し、提出しなければならない。

(運賃の收受)

- 第 27 条** 券面表示の有効期間内であって、券面表示区間外を乗車する場合は、当該乗車区間は、旅客規則第44条に定める別途乗車として取扱い、別途乗車区間の片道普通旅客運賃相当額を收受する。この場合、小児用IC定期券にあつては小児の片道普通旅客運賃相当額を、その他のIC定期券にあつては、大人の片道普通旅客運賃相当額を收受する。
- 2 前項の規定にかかわらず、券面表示区間外の駅相互間を乗車する場合は、第14条の規定を準用することがある。
 - 3 IC定期券を券面表示の有効期間の開始日前若しくは有効期間の終了日の翌日以降に使用する場合は第14条の規定を準用する。

(再印字)

- 第 28 条** 定期乗車券の表示事項が不明となったIC定期券（記名人の氏名、生年月日、電話番号等の情報が社のシステムで確認できるものに限る。）は、これを定期乗車券の発売箇所に差し出して、券面表示事項の再印字を請求することができる。

(効 力)

- 第 29 条** IC定期券は、記名人のみが使用することができる。
- 2 IC定期券は、券面表示区間外又は券面表示の有効期間の開始日前若しくは有効期間の終了日の翌日以降であっても、第18条の規定を準用して乗車することができる。ただし、同条第1号ただし書きに規定する取扱いを除く。

(無効となる場合)

第 30 条 次の各号のいずれかに該当する場合には、IC定期券は無効とする。

- (1) 係員の承諾を得ないでIC対応改札機による改札を受けずに乗車した場合
 - (2) 記名人以外の者が使用した場合
 - (3) 券面表示事項が不明となったIC定期券を使用した場合
 - (4) 使用資格、氏名、年齢、区間又は通学の事実を偽って購入したIC定期券を使用した場合
 - (5) 券面表示事項をぬり消し、又は改変して使用した場合
 - (6) IC定期券により通学定期乗車券を使用する場合であって、旅客がその使用資格を失った後に使用した場合
 - (7) IC定期券により通学定期乗車券を使用する場合であって、旅客が旅客規則第106条の規定による証明書を携帯していない場合
 - (8) その他不正乗車的手段として使用した場合
- 2 偽造、変造又は不正に作成されたIC定期券を使用した場合は、前項の規定を準用する。
- 3 第1項第2号及び前項の規定により無効とした場合は、当該IC定期券を回収する。ただし、別表4に定めるIC乗車券を除く。

(不正使用等に対する旅客運賃・増運賃の收受等)

第 31 条 前条第1項の規定により、IC定期券を無効とした場合（同条第2項において準用する場合を含む。）は、当該旅客から次の各号による普通旅客運賃とその2倍に相当する額の増運賃とをあわせて收受する。

- (1) 前条第1項第1号、第7号及び第8号に該当する場合は、旅客規則第117条第2項第3号をそれぞれ準用して計算した普通旅客運賃
 - (2) 前条第1項第2号から第6号までに該当する場合は、旅客規則第117条第2項第1号をそれぞれ準用して計算した普通旅客運賃
- 2 前条第2項により無効として使用不可処理を行う場合であってIC定期券に記録されたデータの偽造、変造を伴う場合は、当該データの内容をもって券面表示内容として取り扱うことがある。

(紛失再発行)

第 32 条 IC定期券の盗難又は紛失等による再発行については、当該IC定期券の発行会社が別に定めるところによる。

- 2 IC定期券を紛失した場合であって、別に定める申込書を定期乗車券の紛失再発行を行う箇所に提出したときは、次の各号の条件を満たす場合に限って紛失したIC定期券の定期乗車券機能を磁気定期券により再発行する。
- (1) 申込書を提出するときは、公的証明書等の呈示により、再発行を請求する旅客が当該IC定期券の記名人本人（小児用IC定期券にあつては、記名人本人又は親権者）であることを証明できること。
 - (2) 記名人の氏名、生年月日、電話番号等の情報が社のシステムで確認できること。

- (3) 再発行を行う前に取扱区間内の IC 定期券の処理を行う機器に対して当該 IC 定期券の使用不可処理が完了していること。
- 3 前項により再発行の取扱いを行う場合は、再発行する磁気定期券 1 枚につき紛失再発行手数料 220円を収受する。
- 4 第 2 項により再発行した磁気定期券を紛失した場合、当該磁気定期券の再発行は行わない。

(社の免責事項)

第 33 条 紛失した IC 定期券の使用不可処理が完了するまでの間に、第三者が当該 IC 定期券の払いもどし、又はポストペイ機能等を使用したことにより、旅客に損害が生じた場合であっても、社はその責一切を負わないものとする。

(障害再発行)

第 34 条 IC 定期券の破損等によって IC 定期券の処理を行う機器での取扱いが不能となった場合、旅客が当該 IC 定期券の発行会社が指定する申込書を再発行を行う箇所に提出したときは、当該 IC 定期券の再発行を行う。

(払いもどし)

第 35 条 旅客は、IC 定期券（記名人の氏名、生年月日、電話番号等の情報が社のシステムで確認できるものに限り。）の定期乗車券機能が不要となった場合は、これを定期乗車券の払いもどしを行う箇所に差し出して、払いもどしの請求をすることができる。この場合、旅客が定期券払いもどし申込書を提出し、かつ公的証明書等の呈示により当該 IC 定期券の記名人本人（小児用 IC 定期券にあっては、記名人本人又は親権者）であることを証明したときに限って、次の各号により払いもどす。

- (1) 券面表示の有効期間開始前に払いもどしの請求があった場合には、既に支払った定期旅客運賃を払いもどす。
- (2) 券面表示の有効期間開始後で有効期間中に払いもどしの請求があった場合には、既に支払った定期旅客運賃から旅客規則第121条に規定する使用経過月数に相当する定期旅客運賃を差し引いた残額を払いもどす。
- (3) 前号の規定にかかわらず、券面表示の有効期間開始後で、有効期間の開始日から 7 日以内にこれを不要として払いもどしを請求した場合は、既に収受した定期旅客運賃から旅客規則第122条に規定する経過日数に対する 1 日 1 往復の計算による普通旅客運賃を差し引いた残額の払いもどしを行う。
- (4) 前各号により取り扱う場合は、手数料として IC 定期券 1 枚につき 220円を収受する。

(同一駅で出場する場合の取扱方)

第 36 条 旅客は、IC 定期券で入場した後、任意の駅まで乗車し、出場せずに再び旅行開始駅まで乗車して出場する場合は、実乗車区間（券面表示の有効期間内の場合は券面表示区間を除く。）の普通旅客運賃を現金で支払い、IC 定期券の発駅情報の消去処理を受けなければならない。

- 2 旅客が券面表示区間外の駅で、又は券面表示の有効期間の開始日前若しくは有効期間の終了日の翌日以降において、IC 定期券で入場した後、乗車しないで同一駅で出場する場合は、第24条第2項の規定に準じて取り扱う。

(列車の運行不能の場合の取扱方)

- 第 37 条** 旅客は券面表示が有効期間内の IC 定期券を所持し券面表示区間内を乗車する場合に、当該区間を含む区間を列車が運行不能となったときは、社が不通区間に対して振替又は代行輸送による輸送手段を講じた場合に限り、その輸送手段を請求することができる。
- 2 IC 定期券の券面表示区間外を乗車する場合又は券面表示の有効期間開始日前若しくは有効期間の終了日の翌日以降に乗車する場合は、第25条の規定に準じて取り扱う。


別表1 神戸高速線で有効な IC 乗車券の名称及び発行者名等

名称	発行者名	機能
PiTaPa	株式会社スルッと KANSAI	ポストペイ及びSF
第1種身体障がい者・介護者、及び第1種知的障がい者・介護者用特別割引ICカード	株式会社スルッと KANSAI	SF
ICOCA	西日本旅客鉄道株式会社	SF
地方公共団体等乗車証付 IC 乗車券	株式会社スルッと KANSAI 地方公共団体等	SF
Kitaca	北海道旅客鉄道株式会社	SF
PASMO	株式会社パスモ	SF
PASMO PASSPORT ※1 ※2	株式会社パスモ	SF
Suica	東日本旅客鉄道株式会社 東京モノレール株式会社 東京臨海高速鉄道株式会社	SF
Welcome Suica ※1 ※2	東日本旅客鉄道株式会社	SF
manaca	株式会社名古屋交通開発機構 株式会社エムアイシー	SF
TOICA	東海旅客鉄道株式会社	SF
nimoca	株式会社ニモカ	SF
はやかけん	福岡市交通局	SF
SUGOCA	九州旅客鉄道株式会社	SF




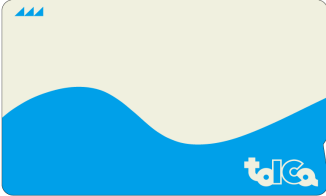

※1 発行者名欄に記載の IC 乗車券発行会社が定めるカード有効期限を超えて使用することはできない。

※2 発行者名欄に記載の IC 乗車券発行会社が発行するレファレンスペーパーを携帯し、係員の請求があったときは、いつでもその所持するレファレンスペーパーを呈示しなければならない。

別表2 神戸高速線で有効な IC 乗車券の様式

名称	様式(例)※裏面省略	
PiTaPa	①一般/ジュニア 	②キッズ 
	以下の表記のあるもの。 	
第1種身体障がい者・介護者、及び第1種知的障がい者・介護者用特別割引ICカード	①本人用カード 	②介護者用カード 
ICOCA	 以下の表記のあるもの。 	
地方公共団体等乗車証付 IC 乗車券	①大阪市敬老優待乗車証 	②神戸市敬老優待乗車証 
	③神戸市福祉乗車証 (本人用) (本人用介護者付) (介護者用)   	

	<p>以下の表記のあるもの</p> 
Kitaca	
	<p>以下の (A)、(B) いずれかの表記のあるもの。</p> <p>(A)  (B) </p>
PASMO	
	<p>以下の表記のあるもの。</p> 
PASMO PASSPORT	<p>【券面省略】</p>
	<p>以下の表記のあるもの。</p> 
Suica	

	<p>以下の (A)、(B) いずれかの表記のあるもの。</p> <p>(A)  (B) S u i c a</p>
<p>Welcome Suica</p>	<p>【券面省略】</p>
	<p>以下の (A)、(B) いずれかの表記のあるもの。</p> <p>(A)  (B) S u i c a</p>
<p>manaca</p>	<p></p>
	<p>以下の表記のあるもの。</p> <p>manaca</p>
<p>TOICA</p>	<p></p>
	<p>以下の表記のあるもの。</p> <p>toica</p>
<p>nimoca</p>	<p></p>
	<p>以下の表記のあるもの。</p> <p>nimoca</p>

はやかけん	
	以下の (A)、(B) いずれかの表記のあるもの。 (A)  (B) 
SUGOCA	
	以下の表記のあるもの。 

別表3 チャージ額

取扱機器	1回当たりのチャージ取扱金額
精算機	10円～990円(10円単位)、1,000円、2,000円、3,000円、5,000円、10,000円 なお、一部の精算機では、SF残額が出場駅までの普通旅客運賃相当額に対して不足している場合、当該不足額をチャージすることができる。
IC 対応券売機	1,000円、2,000円、3,000円、5,000円、10,000円
IC 対応改札機	大人 2,000円 (SF残額が1,000円以下となったとき) 小児 1,000円 (SF残額が500円以下となったとき)

別表4 無効となる場合に回収しない IC 乗車券

モバイル ICOCA、モバイル Suica、モバイル PASMO

